

協力会社のみなさまへ

佐藤工業株式会社

建設業法改正に伴う「おそれ情報」のご通知について

2024年12月13日より施行された改正建設業法(第20条の2第2項)において、「資材高騰等、工事代金や工期に影響を及ぼすおそれがある事情(おそれ情報)について、建設業者(下請負人)は、注文者(元請負人)に対して、工事請負契約締結前に通知しなければならない」と定められました。

つきましては、上記「おそれ情報」があると認めるときは、価格上昇がわかる統計資料等とともに、工事下請負契約締結前(見積書ご提出時等)に、必要に応じてご通知頂きますようお願い申し上げます。

また、工事下請負契約後「おそれ情報」が顕在化した場合、協力会社様は当該工事下請負契約の変更協議を申し出ることができるとされており、当社は、協力会社様から当該お申し出があった際には同法に基づき当該協議に誠実に応じるよう努めます。